

## 入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和6年11月6日

奈良県フォレスターアカデミー校長 藤平 拓志

### 第1 一般競争入札に付する調達の内容

#### 1 入札物件

奈良県フォレスターアカデミー実習用車両等任意保険

#### 2 業務内容

奈良県フォレスターアカデミー実習用車両等任意保険仕様書

#### 3 調達業務の履行期間

令和6年12月1日午前0時から1年間

#### 4 入札方法

- (1) 入札は、郵便による一般競争入札で行います。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時までに書留郵便にて入札してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

### 第2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる（1）から（10）のすべてに該当する者としてします。

- (1) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q7役務の提供・諸サービス⑮その他のサービスで登録している者であること。
- (2) 保険業法（平成7年6月法律第105号）第3条第5項に規定する損害保険業免許を有する者又は損害保険代理店の登録がされている者であること。
- (3) 奈良県内に事故対応拠点（サービスセンター、損害調査拠点を言う）を1カ所以上備えている者であること。
- (4) 直前5年間の保険金等の支払い能力の状況を示す比率（ソルベンシーマージン比率）が、200%を越えていること。

- (5) 国又は、地方公共団体（一部事務組合や広域連合を含む）との間で契約を締結し、履行実績を有する者。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 奈良県物品購入等に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者、又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (9) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議の申し立てをしていない者あること。
- (10) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続きの開始の申し立てをしていない者又は、なされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く）

### 第3 入札書の提出先等

- 1 郵便による入札書の提出先、入札説明書の交付場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先  
奈良県環境森林部 奈良県フォレスターアカデミー  
〒639-3113 吉野郡吉野町飯貝680  
電話番号 0746-42-8100（ダイヤルイン）  
F A X 0746-42-8400
- 2 入札説明書交付期間  
令和6年11月6日（水）から令和6年11月25日（月）まで（奈良県の休日を守る条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）とします。また、奈良県フォレスターアカデミーのホームページにも掲示します。（ホームページURL：<http://www.nfa.ac.jp>）
- 3 入札説明会  
入札説明会は実施しません。
- 4 質疑  
契約内容に関して疑義が生じた場合は、令和6年11月13日（水）の午後5時までに、FAXで受け付けます（様式1）。それ以降の質疑は受け付けません。  
なお、FAX送信後は、「第3 入札書の提出先等」に記載の問い合わせ先に必ず連絡し、FAXの着信を確認してください。県は、FAX不着の際の責任を負いません。  
契約内容に関する質疑であって、仕様書等で掲示した内容からは判断できない、若しくは判断が困難な質疑については、その回答を令和6年11月18日（月）までにFAXにより通知します。
- 5 開札の日時及び場所  
令和6年11月26日（火）午前11時00分  
奈良県フォレスターアカデミー 講師控室
- 6 入札方法

郵便による入札のみとし、書留郵便のみとする（様式2）。

封書の表面に「奈良県フォレスターアカデミー実習用車両等任意保険に係る入札書」と朱書きして、令和6年11月25日（月）の午後5時までに第3の1の提出先に到達するよう送付してください。（封筒記入例を参照）

なお、予定価格の制限内の価格の入札がない場合は、ただちに再入札（2回目）を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）の入札に係る入札書と再入札（2回目）に係る入札の郵送を認めるものとします。

なお、郵便による入札の詳細については、入札説明書3ページ「9入札、開札の日時及び場所等」を参照してください。

#### 第4 その他

##### 1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

##### 2 入札保証金

免除します。

##### 3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

##### 4 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、履行実績を証明する書類を（1）に示すとおり提出しなければなりません。

###### （1）同種業務であることを証明する書類、契約履行実績報告書について

第2の（7）を証明するため、別紙契約履行実績報告書（様式3）1部を令和6年11月19日（火）午後5時までに第3の1の提出先まで提出してください。

（2）（1）の提出書類に基づき第2の（5）に該当すると認められ、かつ、第2の（1）から（4）（6）から（10）規定を満たす者を入札参加者とします。入札参加の可否を令和6年11月21日（木）までに書面により通知します。

##### 5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- （1）入札参加資格のない者の行った入札
- （2）入札書に記名押印を欠く入札
- （3）入札書に重要な文字の誤脱などがあることにより必要な事項を確認できない入札
- （4）入札書記載の価格を加除訂正した入札
- （5）同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- （6）入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- （7）その他、入札に関する条件に違反した入札

## 6 契約書作成の要否

要します。

## 7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

## 8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 10 その他

詳細は、入札説明書によります。